

## 【諮問事項】

## 今回の評価

## 1 検査対象月齢

食用にと畜される健康牛のBSE検査について、現行基準(48か月齢超)を継続した場合と、廃止した場合のリスクを比較

※と畜場でのBSE検査対象は、24か月齢以上の牛のうち、①生体検査において、運動障害、知覚障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び②全身症状を呈するものとする

## 2 SRMの範囲

飼料規制等を含めたBSE対策全般への影響について確認が必要⇒今回は評価(変更)しない

現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較

# 食品健康影響評価(1)

## 【BSEの状況と人への感染リスク】

- 前回評価(2013)以降の検証の結果、飼料規制等のBSE対策が継続されている中では、今後、定型BSEが発生する可能性は極めて低いとした2013年評価書の評価は妥当
- 非定型BSEについて知見を整理
  - 疫学的に非定型BSEと人のプリオン病との関連を示唆する報告はない
  - 非定型BSEの発生頻度は極めて低い
  - H型について、動物実験では人への感染の可能性は確認できない。L型について、SRM(特定危険部位)以外の組織の感染性は極めて低い。



牛群のBSE感染状況、輸入規制、飼料規制、食肉処理工程での措置に加え、種間バリアの存在を踏まえると、SRM(脳、せき髄など)以外の牛肉等の摂取に由来するBSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低い

# 食品健康影響評価(2)

## 【評価結果】

現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月  
齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止し  
た場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる

### □ 飼料規制の重要性

飼料規制の実効性が維持されていることを確認できるよう、高リ  
スク牛(※)を対象としたBSE検査により、BSEの発生状況を引き続  
き確認することが必要

### □ 全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査の適切な実施

生体検査において、24か月齢以上の牛のうち、運動障害、知覚  
障害、反射異常又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び  
全身症状を呈するものを対象とするBSE検査が行われる必要

### □ 今後、特に非定型BSEに係る最新の知見についても、引き続き収 集する必要

※ 中枢神経症状を呈する牛、歩行困難牛、死亡牛など